様式第9号

　　年　　月　　日

様

舟橋村長

（公印省略）

資格確認書（特別療養）交付措置解除通知書

　　年　　月　　日付けで、国民健康保険法第９条第３項又は第４項の規定による国民健康保険税の滞納に係る措置を、下記の理由で解除しましたので通知します。

なお、先に交付した資格確認書（特別療養）を、　　年　　月　　日までに下記へ返還して下さい。資格確認書を交付します。

記

１　解除理由

〔　　〕滞納していた国民健康保険税を完納した、あるいは滞納額が著しく減少した。

〔　　〕災害その他政令で定める特別の事情がある。

〔　　〕上記に類する事由がある。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２　解除対象者

連絡先：**〒**930―0295　富山県中新川郡舟橋村佛生寺55番地

舟橋村役場

電話

舟橋村資格確認書（特別療養）の交付等の措置に関する運用基準

舟橋村国民健康保険税滞納に係る資格確認書（特別療養）交付及び保険給付の差止に関する事務取扱要綱の運用基準等を、次のとおり定める。

第１　特別の事情の判断基準

法で定める特別の事情に該当するか否かの判断基準及び提出書類は、別表のとおりとする。

第２　分納誓約の不履行の判断基準

２か月以上分納金額の納入がないものを、不履行とする。ただし、継続的に分納されていると認めた場合は、履行されているものとみなす。

第３　保険給付の全部又は一部支払いの一時差止めについて

一時差止めする額は、滞納保険税の1.5倍を超えないものとする。

第４　滞納保険税の著しい減少について

滞納している保険税を２分の１以上納付し、さらに納付計画に従い、今後も納付が継続すると見込まれるものとする。

第５　保険給付一時差止に係る滞納保険税控除について

保険給付一時差止後、３か月経過後も未納となった場合は、保険税滞納額控除通知書を送付し、保険給付一時差止に係る保険給付の額から滞納保険税を控除する。

附則

この運用基準は、平成13年10月１日から適用する。

（別表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特別の事情 | 判断基準 | 提出書類 |
| １　財産の災害又は盗難 | ①　災害については、土地、家屋、動産等の焼失又は損壊、浸水等により生活に重大な支障を及ぼす程度の損害があること。  ②　盗難については、現金等で生活に重大な支障を及ぼす程度の被害があること。  ③　ただし、①及び②について、火災保険等の保険金等により損失の補填を受ける場合を除く。 | 罹災証明・盗難事故証明等 |
| ２　病気又は負傷 | 病気又は負傷により入院又は通院を要し、概ね３か月以上の療養を必要とするものであり、当該世帯の生活に重大な支障を及ぼす程度であること。 | 診断書・事故証明書等 |
| ３　事業の廃止又は休止 | ①　世帯主以外の世帯員の収入を考慮しても、生活に重大な支障を及ぼす程度の収入の減少を伴うものであること。  ②　意図的又は常習的な職業変更でないと認められるものであること。  ③　退職金、失業保険、傷病手当等の支給、事業負債の繰越等が、書類によって証明できるものであること。 | 申告書の写し又は廃業届 |
| ４　事業の著しい損失 | 経済状況の著しい変動による売上額の著しい減少、その他不法行為により、他の世帯員の収入を考慮しても、生活に重大な支障を及ぼす程度の収入の減少を伴うものであること。 | 申告書の写し及び損失を証明するもの |
| ５　その他上記に類する事由 | １及び３～４は、世帯主のほか、その世帯の世帯員についても準用するものとする。 |  |